

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

令和7年12月3日

国土交通省 九州地方整備局
宮崎河川国道事務所
延岡河川国道事務所
宮崎県
県土整備部 道路保全課

令和7年度宮崎県道路メンテナンス会議を開催します

この度、下記のとおり「令和7年度宮崎県道路メンテナンス会議」を開催します。
「宮崎県道路メンテナンス会議」は、宮崎県内の各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、適切な道路構造物の保全を行い、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とした会議です。

＜日 時＞：令和7年12月16日(火) 14:00～
＜場 所＞：国土交通省宮崎河川国道事務所 2階 防災対策室
(宮崎市大工2丁目39番地)
＜出席者＞：九州地方整備局、宮崎県、西日本高速道路(株)、宮崎県道路公社
宮崎県内26市町村
＜内 容＞：(1)点検実施状況及び修繕着手等の状況
(2)点検及び修繕率向上に向けた自治体支援について
(3)意見交換会等

報道機関の皆様へ

会議会場では冒頭の会長挨拶までは傍聴は可能です。それ以降は非公開とさせていただきます。
カメラ撮りは、会議の進行に支障のないようお願いします。

道路鉄道連絡会議の開始時間は、予定時間より前後する場合があります。

傍聴を希望される場合は、12/11(木)12時までに、別紙一(傍聴申込書)に記入の上、提出をお願いします。

【問い合わせ先】宮崎県道路メンテナンス会議 事務局

国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所
代表電話 0985-24-8221 FAX 0985-32-7301
総括保全対策官 増尾 明彦(内線308)
道路管理第二課長 下青木 克彦(内線441)

令和7年度宮崎県道路メンテナンス会議 会場

【会場】 国土交通省 宮崎河川国道事務所
2階防災対策室（宮崎市大工2丁目39番地）



宮崎県道路メンテナンス会議

《設立の目的》

道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、宮崎県内の道路管理者等が相互に連絡調整を行うことにより適切な道路構造物の保全を行い、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。
(宮崎県道路メンテナンス会議規約より抜粋)

(1)設置 平成26年5月28日 (第1回会議)

(2)構成 宮崎県内の全道路管理者(国、県、26市町村、県道路公社、高速道路会社)

(3)会長 国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長

(4)会議開催経緯

[平成26年度]	3回	[令和元年度]	1回
[平成27年度]	3回	[令和2年度]	1回(資料配布)
[平成28年度]	2回	[令和3年度]	1回(WEB会議)
[平成29年度]	2回	[令和4年度]	1回(WEB会議)
[平成30年度]	2回	[令和5年度]	1回(WEB会議)
		[令和6年度]	1回(対面・WEB併用)



設立 第1回会議 開催状況

参考 道路法 抜粋
(協議会)

第28条の2 交通上密接な関連を有する道路(以下この項において「密接関連道路」という。)の管理を行う二以上の道路管理者は、密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

【別紙-1】

F A X 送 り 状

送信先 国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所 道路管理第二課 あて

(FAX 0985-32-7301)

.....

令和7年12月 日

令和7年度宮崎県道路メンテナンス会議の傍聴申込書

◇報道機関名 _____

◇傍聴者 _____
(複数名でお越しの際は、全員分の氏名を記入してください)

◇連絡先 TEL _____
E-mail _____

令和7年度宮崎県道路メンテナンス会議 (令和7年12月16日)

※該当する欄にご記入のうえ、12月11日(木)12時までに送付をお願いいたします。